

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆SNS型の詐欺にご注意！
- ◆「無料体験」や「お得」のはずが…
- ◆出前講座をご活用ください
- ◆知事及び市町村長からのメッセージ、センターからのお知らせ
- ◆知るぽると（宮城県金融広報委員会）、消費生活相談窓口



2025.2026



12・1 月号
Dec.Jan.
第187号

＼SNS型の詐欺にご注意！／

「SNS型投資・口マンス詐欺」をご存じですか？

※SNSとは…「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、ラインやインスタグラム、X（旧ツイッター）などを通じて情報をやり取りできるサービスのことです



「SNS型投資詐欺」

- SNS等の非対面で連絡を取り合い、投資アプリに誘導され、投資資金や出金手数料名目で金銭をだましとる詐欺。
- 本人に無断で名前や写真を使用した投資勧誘や、「無料でノウハウ教えます」の投稿は、注意喚起が出ていないか、確認するようにしましょう。
- 投資資金の振込先が個人名の場合は詐欺です。



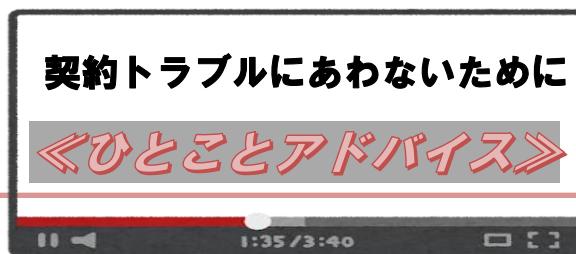
「SNS型口マンス詐欺」

- SNSやマッチングアプリなどを通じて会った人と、実際に直接会うことなくやりとりを続けることで恋愛感情や親近感を抱いてしまい、金銭等をだまし取られてしまう詐欺です。
- 実際に会ったことがない人からお金の話をされたら要注意です。

投資に「絶対」「確実」はない！甘い言葉に騙されちゃダメ！

＼「無料体験」や「お得」のはずが…／

エステやパーソナルジムの「無料体験」や「今月中は〇〇円」という広告を見て申し込んだところ、お試しのつもりが、その場で高額・長期間のコースの契約を勧誘され、契約してしまいトラブルになるケースが増えています。



- 「今考えて」「絶対お得」「今日中に決めないと」などの言葉に惑わされないよう、契約の必要がない場合や、もう少し検討したいと思ったらその場で契約せず、はっきりと断りましょう。
- 契約前に、必ず契約書面や規約で、【契約期間】【金額】【支払い方法】【解約時の手続き・条件】などを十分に確認し、慎重に検討しましょう。
- 不安に思った時やトラブルになった場合には、すぐに消費者ホットライン【188（いやや）】に相談しましょう。

出典:国民生活センター

＼消費者啓発出前講座をご活用ください／

- 講師が、消費者トラブルの事例や被害に遭った場合の対処方法などについて、わかりやすく説明します。
- 地域の自治会やサークル、高齢者団体、福祉団体、学校など、参加する方の年代やご希望に沿った内容の講座をご用意しています。
- 日程調整のため、お申込は開催希望日のまで2ヶ月前までにお申込みください。



＼知事及び市町村長からのメッセージ／

県民の皆様の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組みます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長
名取市長	角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長
東松島市長	大崎市長	富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長
村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長
松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	大衡村長
色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長

＼消費生活センターからのお知らせ／



メディアを活用した消費者被害対策広報で

『第55回仙台広告賞』
テレビ CM部門:金賞受賞！

『あすとつながるぐりりパーク』

2025.9.27・28 にブース出展！

※消費生活センターの方々にご協力をいただきました



12月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
11/30	1	2	3	4	5	6
休	○	○	○	○	○	D
7	8	9	10	11	12	13
休	○	○	D	○	○	○
14	15	16	17	18	19	20
休	○	○	○	○	○	○
21	22	23	24	25	26	27
休	○	○	○	○	○	○
28	29	30	31	1/1	1/2	1/3
休	休	休	休	休	休	休

1月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
12/28	12/29	12/30	12/31	1	2	3
休	休	休	休	休	休	休
4	5	6	7	8	9	10
休	○	○	○	○	○	○
11	12	13	14	15	16	17
休	休	○	○	○	○	○
18	19	20	21	22	23	24
休	D	○	○	○	○	○
25	26	27	28	29	30	31
休	○	○	○	○	○	○



出典:消費者庁イラスト集

- ▶ 宮城県消費生活センターの12,1月の相談受付日は、上表の○印の日です。
- ▶ 毎週日曜日・祝休日はお休みです。
- ▶ 12月6日(土)は庁舎内清掃のため10時～16時までです。
- ▶ 12月10日(水)、1月19日(月)は相談員研修のため午前中はお休みです。
- ▶ 消費者ホットライン「188」にお電話いただぐと、お近くもしくは、開所している市町村や、都道府県の消費生活相談窓口につながります。

遊びから生まれる学び

～幼児期の金融経済教育～



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

11月7日(金)、仙台市青葉区柏木の「認定こども園 みどりの森」で、教育関係者や保護者、地域の方々を招待し、保育の様子が公開されました。

この保育は、金融経済教育の要素を取り入れたもので、幼児期の金融経済教育の必要性の理解を得ることと、金融経済教育の一層の普及進展を図ることを目的として行われました。

みどりの森では、子どもたちの「主体的な活動」を大切にしています。今回、子どもたちは、自分達が心をこめたモノを作つて売る活動をとおして、金銭のやり取りだけではなく、物づくりの意義や楽しさ、人との支え合いも学ぶことができました。



＼消費生活相談窓口／

消費者ホットライン

「ひとりで悩まず、まず相談！」

「188」

※最寄りの消費生活相談窓口につながります。

※お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター

022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)



各県民サービスセンター窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター

0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター

0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000



電子申請による
消費生活相談は
こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



©宮城県、
(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。